

金融論と簿記論・会計学との 親和性について

建 部 正 義

目 次

はじめに

- 1 金融論における常識と科学
- 2 金融とは銀行の信用創造活動からすべてが始まる世界である
- 3 管理通貨制度下の貨幣供給の基本的メカニズム
- 4 銀行はなぜ破綻しうるのか
- 5 日本銀行の貸借対照表上の「エレガントなパズル」

はじめに

中央大学商学部に1994年4月に金融学科が創設——来年には金融学科創設20周年を迎えることになる——されて以来、金融学科の必修科目としての金融論の講座（それ以外に、会計学科の基礎科目としての金融論の講座）を担当することになり、拙著『はじめて学ぶ金融論』（大月書店、1999年）および『はじめて学ぶ金融論〔第2版〕』（同、2005年）を教科書に使いながら、学生に講義を行ってきたが、そのなかで痛感させられたことは、金融論と簿記論・会計学とのあいだの親和性というか、相性の良さという問題であった。たとえば、上記の教科書のなかで、貸借対照表（バランスシート）をもちいた説明を多用していたとするならば、金融論の内容をいますこし視角的なかたちで学生に伝えることができ、それをつうじて金融論の学習を

学生にとってより馴染みやすいものにすることができたかもしれないと反省させられる。これは学習効果という側面とも結びつくであろう。じっさい、黒田巖氏の『通貨・決済システムと金融危機』（中央大学出版部、2011年）では、そうした手法が採用されている。

定年をまじかに迎える時点で、いまさらという感も覚えなくてもないが、上記の教科書に即しつつ、本稿において、金融論と簿記論・会計学とのあいだの親和性という問題にあらためて立ち返ることにしたい。

1 金融論における常識と科学

『はじめて学ぶ金融論 [第2版]』の第1章「金融論を学ぶ意義」は、以下の記述から始まる（10-13ページ）。

これから金融論を学びます。ところで、金融論を学ぶ意義はどこに求められるべきでしょうか。

この点について、まず、金融の世界における常識と科学とを区別することの必要性を強調したいと思います。

筆者は、『中央大学学員時報』2003年9月25日号に、「常識と科学」と題するつぎのような「随想」を書きました。

K. マルクスは、『資本論』のなかで、「もし事物の現象形態と本質とが直接に一致するなら、あらゆる科学は余計なものになるであろう」と指摘している。

金融論を専攻していると、研究者のあいだでさえ、「事物の現象形態」とらわれた議論が意外に多いことに気づかされる。

一例をあげよう。

2003年8月3日付の『日本経済新聞』は、「新札製造原価『秘密で

す』』という見出しのもとに、つぎのような記事を掲載している。「お札の製造原価が2003年度から公開されなくなった。紙幣を印刷する財務省印刷局が4月に独立行政法人国立印刷局に衣替えし、国の予算書で単価を報告する必要がなくなったためだ。国立印刷局は『お札の値段は企業秘密』と話しており、来年7月から流通する新紙幣の単価もベールに包まれることになる。「国立印刷局は財務省の製造計画に基づいて紙幣を印刷し、日銀に原価で買い取ってもらう。旧印刷局の時代には、印刷局特別会計に計上する紙幣の売却収入を国の予算書に記載し、数量や単価も公開してきた」。「2002年度の予算書によると、1枚当たりの単価は一万円札が約二十八円、五千円札が約二十六円、千円札が約十八円。券面との差額は日銀の発行益となる」。

ここで、最後の文章に注目していただきたい。紙幣の額面と単価との差額は日銀の発行益になる、とある。一万円札であれば、単価が二十八円であるから、発行益は九千九百七十二円ということになるであろう。ここまでは、「事物の現象形態」すなわち常識である。それでは、これは、「事物の本質」すなわち科学と「直接に一致する」と考えてよいであろうか。じつは、困ったことに、金融論や経済学の専攻者のあいだでは、イエスとみなす見解がむしろ通説になっている。たとえば、『ヴェニス商人の資本論』や『貨幣論』などの著書で名高い岩井克人氏は、「貨幣論的差異は、貨幣を発行する能力または権力をもった人に発行者特権としての膨大な利潤を与える……。なぜならば、貨幣の貨幣としての価値〔日銀券であればその券面額——建部〕はそれを生産するための費用を必然的に上回っているからである。経済学ではこれを『シニョレッジ』（君主特権）という」、と主張される。

しかし、ことはそう単純ではない。真相は以下のとおりである。

日本銀行が市中銀行を対象として金融政策を遂行するにあたり、市

市中銀行にたいして裸の銀行券を直接に交付することは現実にはありえない（もっとも、こうした事態を想定したとしても、以下の議論に変わりはない）。貸出政策（その際に適用されるのが公定歩合である）にあたっては、債券・手形の売買操作（これは公開市場操作ないしオープンマーケット・オペレーションとも呼ばれる）にあたっては、それに相当する金額だけ、日本銀行の手で市中銀行が同行に保有する当座預金残高が増額記帳されるだけの話である。

ところが、企業が有する市中銀行当座預金についてと同様に、この市中銀行の日銀当座預金についても金利がつかない。つまり、金融政策の結果として、日本銀行のバランスシートに、一方で、貸出金、債権（国債など）、買入手形（この場合には額面金額と買入価格との差額）という有利子の資産が、他方で、市中銀行の当座預金という無利子の負債が生まれる。こうした有利子分がとりもなおさず日本銀行の収益の源泉となるわけである。ちなみに、現在の公定歩合の水準は、わずかに0.1パーセント（一千万円の貸出金にたいして一万円の金利）というものである。

もっとも、市中銀行の当座預金の一部が市中銀行の手で解約されて、その金額だけ銀行券が市中に流出することになるが、この点は、日本銀行のバランスシート上では、市中銀行当座預金という無利子の負債が銀行券という同様に無利子の負債に転換されるというかたちで処理されるにすぎず、日本銀行の収益関係に変化が生まれるわけではない。

これを要するに、紙幣の額面金額と製造原価との差額が日本銀行の発行益になるという「事物の現象形態」にとらわれた常識的な考え方は誤りであるということである。

金融論の世界にかぎらず、常識と科学とが直接に一致するならば、

いっばんに学問は不要になるといわれるゆえんである。

以上です。

少しは、金融の世界における常識と科学とを区別することの重要性を理解していただけたでしょうか。ちなみに、常識と科学との差異を、歴史上もっとも劇的なかたちで示す結果となったのが、例の天動説から地動説への見解の変化、すなわち、コペルニクスの転回にほかなりません。ここにいう常識と科学との落差は、どの学問分野にも認められることですが、筆者の感じるところでは、金融は身近な問題であることから、金融論の分野においてはとりわけ、その落差が大きいように思われます。

つまり、金融論を学ぶひとつの意義は、金融現象を科学的にとらえ、日々の個人生活や将来の職業生活、より大局的には、それを経済社会の発展に役立てるという点に帰着することになります。

さて、この説明、とりわけ、『中央大学学員時報』にかかわる部分の説明は、以下の2点において、簿記論と密接な関連を有しているといえるであろう。

第1は、日本銀行による金融政策の遂行の結果として、日本銀行および市中銀行のバランスシートが、どのように変化するのか、また、それをいかにして図示するのかという問題である。

まず、日本銀行が貸出政策を実施する場合を考えることにしよう。日本銀行は、市中銀行にたいして、手形割引ないし手形貸付という方式で信用を供与する。ここで、手形割引とは、市中銀行がその取引先より割引いた手形を日本銀行が再割引するものを指し、手形貸付とは、日本銀行が手形貸付担保適格と認めた手形・債権などを担保に市中銀行が日本銀行に向

けて約束手形を振り出すことにより行われるものを指す。

日本銀行が貸出政策を実施するにあたり、手形割引という方式を採用するケースでは、日本銀行および市中銀行のバランスシートの変化は、次のように図示することができる。

日銀の B/S	市銀の B/S
貸出金 1,000	割引手形 1,000
預金 1,000	〃 -1,000
	日銀預金 +1,000

つまり、日本銀行のバランスシート上には、借方に資産として市中銀行への貸出金（割引手形の取得に対応）が生まれると同時に、貸方に負債として市中銀行からの預金（当座預金）が生まれることになり、他方、市中銀行のバランスシート上では、借方に資産としての割引手形が減少すると同時に、借方に資産としての日銀への預金（当座預金）が増加することになるというわけである。

また、手形貸付という方式を採用するケースでは、次のように図示される。

日銀の B/S	市銀の B/S
貸出金 1,000	日銀預金 1,000
預金 1,000	支払手形 1,000

つまり、日本銀行のバランスシート上は、貸出金の内容が手形貸付に変更されるだけで、手形割引のケースと基本的に変わりはないが、他方、市中銀行のバランスシート上には、借方に資産として日本銀行への預金が生まれると同時に、貸方に負債として日本銀行への支払手形が生まれること

になるというわけである。

つぎに、日本銀行が市中銀行を対象先として国債の買いオペレーションを実施する場合については、日本銀行および市中銀行のバランスシートの変化は、次のように図示することができる。

日銀の B/S		市銀の B/S	
国債 1,000	預金 1,000	国債 1,000	
		〃 -1,000	
		日銀預金 +1,000	

つまり、日本銀行のバランスシート上には、借方に資産として国債が生まれると同時に、貸方に負債として市中銀行からの預金が発生することになり、他方、市中銀行のバランスシート上では、借方に資産としての国債が減少すると同時に、借方に資産としての日本銀行への預金が増加することになるというわけである。

また、手形の買いオペレーションを実施する場合については、次のように図示される。

日銀の B/S		市銀の B/S	
買入手形 1,000	預金 1,000	日銀預金 1,000	支払手形 1,000

つまり、日本銀行のバランスシート上には、借方に資産として買入手形が生まれると同時に、貸方に負債として市中銀行からの預金が発生することになり、他方、市中銀行のバランスシート上では、借方に資産としての日本銀行への預金が発生すると同時に、貸方に負債としての日本銀行への支払手形が発生することになるというわけである。

ちなみに、手形買入オペは表紙手形の買入れというかたちをとり、ここで、表紙手形とは、金融機関以外の者が振り出し日本銀行が適格と認める手形や国債などの有価証券を担保として、オペ対象先が振り出した為替手形のことを指す。

さらに、市中銀行の日銀当座預金の一部が市中銀行の手で解約されて、その金額だけ日銀券が市中に流出する事例については、次のように図示することができる。

日本銀行と市中銀行との関係

日銀の B/S		市銀の B/S	
預 金	1,000	日銀預金	1,000
〃	-100	〃	-100
発行銀行券	+100	日 銀 券	+100

つまり、日本銀行のバランスシート上では、資産の部は変わらず、負債の部においては市中銀行からの預金の一部が発行銀行券に変わることになり、他方、市中銀行のバランスシート上では、負債の部は変わらず、資産の部においては日本銀行への預金の一部が日本銀行券に変わることになるというわけである。

市中銀行と民間（企業・家計）との関係

市銀の B/S		民間の B/S	
日銀券	100	市銀預金	100
〃	-100	〃	-100
		日 銀 券	+100

つまり、市中銀行のバランスシート上では、負債としての民間預金の減少に対応するかたちで、資産としての日本銀行券の減少が生じることになり、他方、民間のバランスシート上では、資産としての市中銀行預金の減少に対応するかたちで、同じく資産としての日本銀行券の増加が生じることになるというわけである。

第2は、上記の説明の正しさ、とりわけ、『中央大学学員時報』にかかわる部分の説明の正しさを、日本銀行の貸借対照表および損益計算書をつうじて実証するという問題である。

表1および表2は、日本銀行の1998年度——新「日本銀行法」のもとの最初の事業年度——の貸借対照表および損益計算書である。

貸借対照表をみるならば、資産の部に、買入手形、国債その他の債権（国債）、貸出金（割引手形、手形貸付）という項目、また、負債の部に、発行銀行券、預金（当座預金）という項目が記載されている点を容易に読み取ることができるであろう。ところが、損益計算書については、経常収益の部に、貸出金利息（手形割引料、貸付金利息）、買入手形割引料、国債その他の債権利息（国債利息）という項目は見出せても、銀行券発行益という項目はついに見出すことができない。それどころか、銀行券にかんしては、経費の部に、銀行券製造費が登場するといった仕末である。つまり、こういうことになる。すなわち、日本銀行の計理上、銀行券の発行は、収益要因ではなく、経費要因である、と。

以上を要するに、「日銀券の額面金額と製造原価との差額が日本銀行の発行益になるという『事物の現象形態』にとらわれた常識的な考え方は誤りである」、という筆者の見解の正当性が、日本銀行の帳簿書類上からも確認されうるというわけである。

蛇足ながら、ニセ札については、「ニセ札の額面金額と製造原価との差額がニセ札づくりの発行益になる」という意味において、「事物の現象形

表1 貸借対照表
第114回事業年度末(平成11年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
金 地 金	432,895,734,074	発 行 銀 行 券	51,286,678,262,115
現 金	265,301,719,057	預 金	6,174,877,188,999
買 入 手 形	5,175,300,000,000	当 座 預 金	6,167,586,959,051
保 管 国 債	3,898,300,000,000	そ の 他 預 金	7,290,229,948
国 債 そ の 他 の 債 権	49,469,555,810,260	政 府 預 金	2,024,353,007,377
国 債	49,469,555,810,260	当 座 預 金	1,532,724,802,321
貸 出 金	7,967,055,104,134	そ の 他 政 府 預 金	491,628,205,056
割 引 手 形	11,429,864,134	売 出 手 形	9,999,100,000,000
手 形 貸 付	1,192,925,240,000	借 入 国 債	3,898,300,000,000
証 書 貸 付	110,000,000,000	そ の 他 負 債	47,465,388,502
預 金 保 険 機 構 貸 付 金	6,652,700,000,000	未 払 送 金 為 替	4,554,210,213
外 国 為 替	3,858,827,979,383	未 経 過 割 引 料 息 等 他	10,467,648,270
外 貨 預 け 金	1,053,698,322,658	未 払 法 人 税 等	6,000,000
外 貨 債 券	2,805,129,656,725	従 業 員 預 り 金	26,471,289,430
代 理 店 勘 定	3,354,259,075,317	そ の 他 の 負 債	5,966,240,589
そ の 他 資 産	5,118,468,670,710	貸 倒 引 当 金	122,250,000,000
取 立 未 済 切 手 手 形	35,382,576,874	退 職 給 与 引 当 金	11,592,454,000
国 債 借 入 担 保 金	4,101,233,857,334	債 券 取 引 損 失 引 当 金	1,925,915,993,013
預 貯 金 保 険 機 構 出 資 金	225,000,000	外 国 為 替 等 取 引 損 失 引 当 金	529,316,000,000
国 際 金 融 機 関 出 資	12,715,067,265	新 金 融 安 定 化 基 金 拠 出 金 損 失 引 当 金	80,000,000,000
預 金 保 険 機 構 住 専 勘 定 拠 出 金	100,000,000,000	負 債 の 部 合 計	76,099,848,294,006
新 金 融 安 定 化 基 金 拠 出 金	100,000,000,000	(資 本 の 部)	
政 府 勘 定 保 管 金	190,789,714,830	資 本 金	100,000,000
未 収 法 人 税 等 還 付 金	360,840,198,300	法 定 準 備 金	2,132,594,539,871
未 収 利 息	151,428,228,688	特 別 準 備 金	13,196,452
そ の 他 の 資 産	65,854,027,419	当 期 剩 余 金	1,511,598,217,454
動 産 不 動 産	204,190,154,848	資 本 の 部 合 計	3,644,305,953,777
土 地 建 物 動 産	195,395,803,279		
建 設 仮 払 金	8,204,733,623		
保 証 金 権 利 金	589,617,946		
資 産 の 部 合 計	79,744,154,247,783	負 債 お よ び 資 本 の 部 合 計	79,744,154,247,783

表2 損益計算書

第114回事業年度（平成10年4月1日から
平成11年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	金 額
経 常 収 益	2,603,470,051,188
貸 出 金 利 息	38,067,114,276
手 形 割 引 料	92,853,381
貸 付 金 利 息	37,974,260,895
買 入 手 形 割 引 料	31,758,508,928
国 債 そ の 他 の 債 券 利 息	989,806,541,659
国 債 利 息	989,806,541,659
外 国 為 替 利 息	150,398,964,899
国 債 そ の 他 の 債 券 売 却 償 還 益	426,837,940,350
国 債 売 却 益	317,638,172,459
国 債 償 還 益	109,199,767,891
外 国 為 替 売 買 償 還 益	586,695,718,184
為 替 差 益	533,442,487,651
外 貨 債 券 売 却 償 還 益	53,253,230,533
そ の 他 経 常 収 益	379,905,262,892
国 債 借 入 担 保 金 受 入 利 息	15,586,672,052
受 取 配 当 金	422,400,000
受 入 手 数 料	25,046,400,778
貸 倒 引 当 金 取 崩 額	326,140,000,000
そ の 他 の 経 常 収 益	12,709,790,062
経 常 費 用	804,015,270,436
売 出 手 形 支 払 割 引 料	79,012,554,841
国 債 そ の 他 の 債 券 売 却 償 還 損	505,075,404,713
国 債 売 却 損	407,070,072,898
国 債 償 還 損	18,171,148,177
国 債 償 損	79,834,183,638
外 国 為 替 売 買 償 還 損	4,238,459,507
為 替 差 損	1,742
外 貨 債 券 売 却 償 還 損	4,238,457,765

経	費	211,199,821,953																	
銀	行	券	製	造	費	64,483,124,000													
国	庫	国	債	事	務	費	27,578,632,655												
給		与			等	59,917,728,226													
交	通	通	信		費	4,452,702,584													
修		繕			費	1,201,952,784													
一	般	事	務		費	34,603,809,982													
租		税		公	課	5,318,505,322													
減	価	償	却		費	13,643,366,400													
そ	の	他	経	常	費	用	4,489,029,422												
国	債	借	入		料	457,157,103													
支	払	手	数		料	110,538,069													
そ	の	他	の	経	常	費	用	3,921,334,250											
経		常		利	益	1,799,454,780,752													
特		別		利	益	81,468,655,089													
動	産	不	動	産	処	分	益	7,197,064,993											
債	券	取	引	損	失	引	当	金	取	崩	額	71,031,000,000							
そ	の	他	の	特	別	利	益	3,240,590,096											
特		別		損	失	363,553,858,387													
動	産	不	動	産	処	分	損	352,051,396											
外	国	為	替	等	取	引	損	失	引	当	金	繰	入	額	266,721,000,000				
新	金	融	安	定	化	基	金	抛	出	金	損	失	引	当	金	繰	入	額	80,000,000,000
金	融	機	関	出	資	処	分	損	16,451,200,000										
そ	の	他	の	特	別	損	失	29,606,991											
税	引	前	当	期	剩	余	金	1,517,369,577,454											
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	5,771,360,000							
当	期	剩	余	金	1,511,598,217,454														

態」と「本質」とが直接に一致しているということになるのかもしれない。しかし、だからといって、ニセ札づくりが割に合う「仕事」であるかといえば、けっしてそうはいえない。日本銀行金融研究所編『新しい日本銀行——その機能と業務——』によれば、現行の日銀券にはさまざまな偽造防止対策が施されている。すなわち、「まず、製法の面では、現在発行

されている銀行券は、10色以上の色を使った凸版と凹版の多色重ね刷りという高度な印刷技術が使用され、和紙の手すきや伝統技術を応用したすかしの技術を駆使したきわめて精巧な人物像や模様がすき入れられており、偽造や変造はきわめて困難となっている。また、独自の用紙やカラー・コピー等を防止できる特殊なインクを使用したり、偽造困難なデザインを採用することなどにより、銀行券の偽造・変造抵抗力を高めている。加えて、……日本銀行は金融機関から持ち込まれた銀行券の鑑査を行っているが、この際、偽造・変造されたものが含まれていないかどうかについても厳重にチェックし、偽造・変造された銀行券が再流通することを防止している」¹⁾、と。ありていにいえば、精巧な偽造札を創るためには、高価な印刷機と練達の技術者が必要とされ、イニシャルコストが莫大な金額に達するが、過去の例では、せいぜい数十枚程度（百枚を超えることはまれ）の使用段階で偽造の事実が発覚・摘発されることが多く、儲かるどころか、イニシャルコストの回収にさえはるかにおよびないというのが実情である。しかも、通貨偽造・同行使罪は、「無期又は3年以上の懲役」（「刑法」第148条第1項）とされ、厳罰が課されることになっている。

なお、今日の時点から振り返ると、上述の『はじめて学ぶ金融論〔第2版〕』の説明には、いくつかの補足が必要とされるにいたっている。ここでは、さしあたり、以下の3点を指摘しておきたい。

その1は、日本銀行は、1996年以降、原則として貸出には依存しない金融調節を実施するようになってきているという問題である。この点について、『新しい日本銀行』は、次の理由をあげている。「日本銀行は、当座預金取引を行っている金融機関のうち、適当と認める先にたいして貸出を行うこととしている。金融調節の面では、主として貸出によって資金の供給や吸

1) 日本銀行金融研究所編『新しい日本銀行—その機能と業務—』有斐閣、2000年、45ページ。

取を行っていた時期があったが、日本銀行は、金利の自由化が進展する中で、市場金利による調整メカニズムを通じて経済全体の通貨の量や金利に影響を及ぼすという考え方を明確化し、これに即したオペレーションを活用し、貸出に依存しない金融調節を行うようになってきている²⁾。

その2は、この点とも関連して、日本銀行は、2006年7月以降、公定歩合という言葉を使用しなくなったという問題である。武藤敏郎日本銀行副総裁（当時）は、2006年7月21日の読売国際経済懇談会における講演要旨「最近の金融政策運営」のなかで、その理由について、以下のように解説している。「日本銀行が金融機関に直接資金を貸し出す時の基準金利を『公定歩合』と言います。『公定歩合』という言葉は、日本銀行に関連する用語の中でも、とりわけ認知度の高い言葉だと思います。しかし、実は、この言葉は、法律に規定されているわけではありません。日本銀行法で規定されている『基準となるべき割引率（基準割引率）』と『基準となるべき貸付利率（基準貸付利率）』のことを、『公定歩合』と呼んでいます。従来は、『商業手形割引率ならびに、国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率』と『その他のものを担保とする貸付利率』の2区分があり、各々について率が定められていましたが、これらは、2001年に『基準割引率および基準貸付利率』として一本化されました。」「公定歩合は、2001年に導入された補完貸付制度——予め明確に定めた条件に基づき、日本銀行が貸付先から借入れ申込みを受けて受動的に実行する貸付制度——のもとで、補完貸付の適用金利として、オーバーナイトのコールレートの上限を画する役割を担うようになっています。現在の政策金利は、〔1995年以降〕あくまでも無担保コールレート（オーバーナイト物）であり、公定歩合には政策金利としての意味合いはありません。そ

2) 同上、132ページ。

うした意味で、今後は、かつては政策金利としての意味合いの強かった『公定歩合』という用語を使わず、『基準貸付利率』ないし、『補完貸付の適用金利』という用語を使っていくことが適当であると考えています。ちなみに、現時点の基準割引率および基準貸付利率は、0.3%である。

その3は、日本銀行は、2008年10月以降、補完当座預金制度なる名称のもとに、市中銀行が保有する日銀当座預金のうち必要準備（「準備預金制度に関する法律」にもとづく法定準備）を上回る超過準備部分にたいして、臨時的に金利を付与するようになったという問題である。ちなみに、現時点の補完当座預金金利は、0.1%である。

2 金融とは銀行の信用創造活動からすべてが始まる 世界である

『はじめて学ぶ金融論〔第2版〕』の第2章「金融論の入り口に立って」のなかでは、以下の記述が登場する。（28-31ページ）。

しかし、銀行を〔家計から受け入れた保険料をそのまま企業への貸付に充当する保険会社と同じように〕金融仲介機関として位置づけることは正しくありません。というのは、銀行は預金創造能力したがって信用創造能力を有しており、預金証書という間接証券の発行等を通じて家計等の資金余剰主体（貯蓄超過主体）から資金を調達する以前に、企業に代表される資金不足主体（投資超過主体）に資金を貸し付けることができるからです。簡単に説明すれば、こういうことになります。いま、A社が甲銀行から1,000万円を借り入れるとしましょう。貸付にあたって、通常、甲銀行は、現金（銀行券および硬貨）を直接に手渡すのではなく、A社が自行に保有する当座預金口座に1,000万円を貸記（たいき）するというかたちでこれを実行します。この行為を、A社からみれば、甲銀行

からの借入をつうじて、自身の当座預金口座の残高が1,000万円だけ増加したということになります。つぎに、A社は原材料の購入費の支払いのために、甲銀行を支払人とする小切手を振り出し、それをB社に手渡します。この場合、もし、B社の取引銀行も同様に、甲銀行ということであれば、甲銀行の内部処理として、A社の当座預金口座から1,000万円を引き落とし、B社の当座預金口座にその金額を記帳するだけで、すべての問題が解決することになるでしょう。つまり、現金支払約束としての預金が、預金のままで、決済手段として機能するというわけです。また、この場合、もし、B社の取引銀行が乙銀行ということであれば、B社から取立を依頼された乙銀行は、B社の当座預金口座にその金額を記帳すると同時にこの小切手を手形交換所に持ち出し、甲銀行から資金を取り立てることになります。その際、おそらく、甲銀行も乙銀行を支払人とする小切手を手形交換所に持ち出すでしょうから、甲銀行と乙銀行とのあいだでは小切手の持出しによる他行からの受取額と小切手の持帰りによる他行への支払額との差額がゼロになり、したがって、相互間で資金移動を行う必要がなくなります。最後に、A社が振り出した小切手を持ち帰った甲銀行は、A社の当座預金口座からその金額を引き落とすことになります。結果は、このケースでも、甲銀行が創造した預金がA社の決済手段として利用され、乙銀行におけるB社の預金に振り替わったにすぎないといえるでしょう。

さて、どうでしょう。ここまでのところ、家計等の資金余剰主体（貯蓄超過主体）は、まったく登場していません。それにもかかわらず、甲銀行は、資金不足主体（投資超過主体）であるA社にたいして資金の融通を実現しました。この資金の融通こそ、金融の本義にほかなりません。

要するに、こういうことです。わが国では、預金を取り扱いうる金融

機関は、唯一、銀行にかぎられています。ここから、銀行は、預金創造能力したがって信用創造能力を有することになり、しかも、こうして創造された預金には、預金のままで、決済手段として機能する可能性が与えられているというわけです。いいかえれば、保険会社や証券会社と異なり、銀行だけが新たな貨幣（預金貨幣）を創造する能力を備えているということになります。保険会社を例にとると、保険会社は契約者から保険料を受け取り、保険事故にともなう保険金を支払う一方、積立金を企業への貸付などで運用しますが、この場合には、契約者の預金→保険会社の預金→保険金受取人の預金、あるいは、契約者の預金→保険会社の預金→企業の預金というように、銀行によってすでに創出された預金が、順次、その持ち手を変換するにすぎません。

問題をこのように整理するならば、銀行を金融仲介機関としてとらえる標準的な金融論の教科書とは異なり、金融とは、現在の管理通貨制度下では、銀行の預金創造活動したがって信用創造活動からすべてが始まる世界である、と定義しなおす必要があるといえるでしょう。

ここには、貸記という表現が出てくるが、この含意は、まさに、簿記の原理を知ることによってはじめて理解することができるであろう。これは、貸付・借入という取引行為を銀行の立場から眺めたものにほかならない。いま、A社が甲銀行から1,000万円を借り入れるとするならば、両者のバランスシートの動きは、次のように図示される。

甲銀行のB/S		A社のB/S	
貸付金 1,000	預金 1,000	預金 1,000	借入金 1,000

つまり、甲銀行のバランスシート上には、借方に資産としてA社への

貸付金が生まれると同時に、貸方に負債としてのA社からの預金が生まれる（貸方への預金の記帳）ことになり、他方、A社のバランスシート上には、借方に資産として甲銀行への預金が生まれると同時に、貸方に負債として甲銀行からの借入金が生まれることになるというわけである。

つぎに、A社がB社に小切手で支払を行うこととし、しかも、B社もA社と同様に甲銀行に預金口座を開設していると想定するならば、三者のバランスシートの動きは、次のように図示される。

甲銀行の B/S		A 社の B/S	
A 社預金 1,000		預金 1,000	買掛金 1,000
〃 -1,000		〃 -1,000	〃 -1,000
B 社預金 +1,000			
B 社の B/S			
売掛金 1,000			
〃 -1,000			
預 金 +1,000			

つまり、①甲銀行のバランスシート上では、貸方の負債としての預金がA社の預金からB社の預金に振り替わる、②A社のバランスシート上では、借方の資産としての甲銀行への預金が減少すると同時に、貸方の負債としてのB社への買掛金も減少することになる、③B社のバランスシート上では借方の資産としてのA社への売掛金が減少すると同時に、借方の資産としての甲銀行への預金が増加することになる、というわけである。

さらに、① A社の取引銀行が甲であり、B社の取引銀行が乙である、②乙銀行が、A社を振出人とし、B社を受取人とする小切手を手形交換所に持ち出す、③甲銀行が、D社（取引銀行は乙）を振出人とし、C社（取引銀行は甲）を受取人とする小切手を手形交換所に持ち出す、③甲銀行はA社を振出人とする小切手を、また、乙銀行はD社を振出人とする小切手をそれぞれ手形交換所から持ち帰る、と想定するならば、四者のバランスシートの動きは、次のように図示される。

甲銀行の B/S	乙銀行の B/S
A社預金 1,000 〃 -1,000 C社預金+1,000	B社預金+1,000 D社預金 1,000 〃 -1,000
C社の B/S	D社の B/S
売掛金 1,000 〃 -1,000 預金+1,000	預金 1,000 買掛金 1,000 〃 -1,000 〃 -1,000

つまり、①甲銀行のバランスシート上では、貸方の負債としてのA社の預金が減少すると同時に、貸方の負債としてのC社の預金が増加するので、両者が相殺されることになる、②乙銀行のバランスシート上では、貸方の負債としてのB社の預金が増加すると同時に、貸方の負債としてのD社の預金が減少するので、両者が相殺されることになる、③C社のバランスシート上では、借方の資産としてのD社への売掛金が減少すると同時に、借方の資産としての甲銀行への預金が増加することになる、④

D社のバランスシート上では、借方の資産としての乙銀行への預金が減少すると同時に、貸方の負債としてのC社への買掛金も減少することになる、というわけである。

ただ、そうなれば、さきの記述中、「このケースでも、甲銀行が創造した預金がA社の決済手段として利用され、乙銀行におけるB社の預金に振り替わったにすぎないといえるでしょう」、という箇所は、いくぶん、不用意な説明であったということになる。というのは、甲銀行がA社に創造した預金は、同行内のC社の預金に振り替えられ、また、乙銀行がD社に創造した預金は、同行内のB社の預金に振り替えられるにすぎないからである。

3 管理通貨制度下の貨幣供給の基本的メカニズム

『はじめて学ぶ金融論 [第2版]』の第3章「管理通貨制度下の貨幣供給の基本的メカニズム」のなかでは、次の記述が見出される(50-51ページ)。

さて、〔預金がまずあってそれが貸出に充てられるという考え方から、貸出がまずあってそこから預金生まれるとう考え方への〕こうしたコペルニクス的な発想の転回にたてば、銀行業務の出発点、ならびに、銀行の信用創造機能のメカニズムは、つぎのように記述されることになります。

① まずはじめに、企業や家計からの借入需要が出発点になる。

② つぎに、借り手の口座に預金を貸記するというかたちでの銀行による企業や家計にたいする信用創造活動をつうじて、決済機能を有する預金貨幣が創出される(預金にたいする貸出の先行、受信にたいする与信の先行)。

③ 逆にいえば、預金が減少するのは、企業や家計が借入を預金貨幣

で返済する場合だけである。

④ 借り手は何かの支払を予定して借り入れるのであるから、支払の結果としてこの預金貨幣は借り手の口座から受取人の口座に振り替えられることになるが、預金貨幣そのものは、さしあたり、受取人名義の預金という姿をとって銀行システムのなかにとどまりつづける（受取人がそれを自身の支払に充当する場合には、今度はその受取人名義の預金となる）。

⑤ ところが、銀行は、一般に、準備預金制度のもとで、創出した預金貨幣額を基礎に、その一定比率を準備預金（支払準備預金）として中央銀行に預入することを義務づけられている。

⑥ インターバンク市場（コール・手形市場）をつうじた個々の銀行間の既存の準備（これじたい、中央銀行によって生み出されたものである）の貸借は、いわばゼロサム・ゲームであって、準備のネットでの増加をとまなうものではないから、⑤の準備預金を積むために必要な追加的準備の供給は、銀行システム全体としてみれば、中央銀行信用の供与に依存する以外に方途はない。

⑦ 他方、マクロ的には準備ををネットで増加させることのできる唯一の主体である中央銀行の側でも、銀行によるこうした準備需要にたいして、インターバンク市場を混乱させ、そこでの金利を異常に高騰させないためにも、貸出政策や債券・手形のオペレーションといった金融調節手段を介しつつ、銀行が保有する中央銀行当座預金の創出という方式で、受動的に対応する以外に選択の余地はない。

⑧ ただ、中央銀行としては、銀行からの準備預金需要にたいして受動的に対応しながらも、その供給条件、具体的には、公定歩合をアンカーとしつつ、操作目標としての市場金利（インターバンク市場金利）を変化させることによって、コスト面から銀行の預金創造活動したがって信用創造活動をコントロールすることが可能であり、これが中央銀行の金

融政策の起動点をなすことになる。

⑨ 最後に、銀行による貸出をつうじて最初に創出されたそれであれ、借り手から支払を受けた受取人による事後的なそれであれ、企業や家計が銀行から預金を銀行券で引き出す際には、準備預金の一部が取り崩されて、まず銀行の手で中央銀行から銀行券が引き出され、つぎにその銀行券が銀行の窓口を経て企業や家計に手渡される（こうした事態が、銀行

券流通量の増大、したがって、銀行システム全体としての準備預金の減少につながることになれば、中央銀行は、この場合にも、それにこたえて、「成長通貨」の供給という名目のもとに、準備預金の受動的で追加的な創出を行わざるをえない）。

長くなりましたが、以上が、とりもなおさず、管理通貨制度下の貨幣供給の基本的メカニズムにほかならないということになります。

みられるように、銀行の信用創造機能は、それ自身で自己完結しうるものではなく、中央銀行の預金創造機能したがって信用創造機能をまっしてはじめて完結しうるものであることが理解できたはずです。

上記でいうところの「銀行の信用創造機能の正しいメカニズム」にともなう、企業・家計、市中銀行、日本銀行のバランスシート上の変化については、既出の例示を参照することによって、おおよそのイメージがつかめると考えてよいであろう。そこで、ここでは、⑥の説明に関連して、インターバンク市場（コール・手形市場）をつうじた個々の銀行間の準備（日銀当座預金）の貸借の結果として生じる、当該銀行および日本銀行のバランスシート上の変化を図示するにとどめることにしたい。しかも、簡略化のために、短資会社が、出し手と取り手のあいだの出合をつけるブローキング形態のコール取引（無担保コール、有担保コールの一部）だけをとりあげ、

短資会社が、出し手から資金を取り入れ、それを取り手に転貸するディーリング形態のコール取引（有担保コールの一部）および手形取引についてはこれを除外することにする。

甲銀行の B/S		乙銀行の B/S	
日銀預金	1,000	日銀預金	800
〃	-100	〃	+100
コールローン	+100		コールマネー 100

日銀の B/S	
	甲銀行預金 1,000
	〃 -100
	乙銀行預金 800
	〃 +100

つまり、①日本銀行のバランスシート上では、貸方の負債としての当座預金の一部が甲銀行から乙銀行に振り替えられることになる（ゼロサム・ゲーム）、

②甲銀行（出し手）のバランスシート上では、借方の資産としての日銀当座預金が減少すると同時に、借方の資産としてのコールローンが増加することになる、③乙銀行（取り手）のバランスシート上では、借方の資産としての日銀当座預金が増加すると同時に、貸方の負債としてのコールマネーが増加することになる、というわけである。

ただ、市場の現状についていえば、コール市場は依然として健在であるが、手形市場にかんしては自然消滅の状態に陥りつつある。鹿野嘉昭『日本の金融制度〔第3版〕』によれば、その理由は以下のとおりである。す

なわち、「このうち手形市場は1週間から数カ月（制度的には1年まで）という比較的長めの資金融通の場として利用されていた。しかしながら、1990年前後を境として民間企業による手形の振出しが低迷基調に転じたことを主因に、〔民間企業による〕手形割引・手形貸付形態での銀行借入も傾向的に減少することになった。こうした環境の変化に伴い日本銀行による手形オペ分を除いた手形市場プロパーの取引規模も縮小し、2000年7月以降はみるべき取引が行われていなかった。そうした状況下、日本銀行が2006年6月に手形の買いオペを廃止するとともに、それに代わる資金供給手段として共通担保資金供給オペ〔金融機関が日本銀行に差し入れた国債等の有価証券からなる共通担保を対象として実行される期間1年以内の貸付〕を導入したことを契機として、手形市場は自然消滅した。ただし、日本銀行による手形売オペは金融調節手段として残っているほか、短資協会が策定している『インターバンク市場取引要綱』にも〔それが〕記載されており、制度としての手形市場が廃止されたわけではない³⁾、と。

なお、さきの記述では、金融政策を遂行するにあたって、日本銀行は、「市場金利（インターバンク市場金利）」——具体的には、無担保コールレート（オーバーナイト物）——を操作目標としつつ、市中銀行に向けて必要準備（法定準備）だけを供給するものとされているが、2001年3月から2006年3月までの間に採用された「量的緩和政策」時には、デフレの克服を目的に、金利に代えて日銀当座預金残高という量的指標が操作目標として選択され（金利の決定は市場に委ねることになる）、2004年から2006年の間には、4.5兆円程度の必要準備（法定準備）にたいして、30～35兆円にのぼる日銀当座預金が日本銀行より市中銀行に向けて供給されるにいたった。くわえて、2013年4月以降、日本銀行は、「2%の物価安定目標を、2年程度の

3) 鹿野嘉昭『日本の金融制度〔第3版〕』東洋経済新報社、2013年、241-242ページ。

期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する」ことを目的に、金利という指標に代えて、マネタリーベース（日銀券発行高プラス金融機関の日銀当座預金額）という量的目標をふたたび操作目標に位置づける、「量的・質的金融緩和」政策を導入し、「マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペース（2年間で2倍）で増加するよう金融調節を行う」、旨の施策を実行するにいたっている。

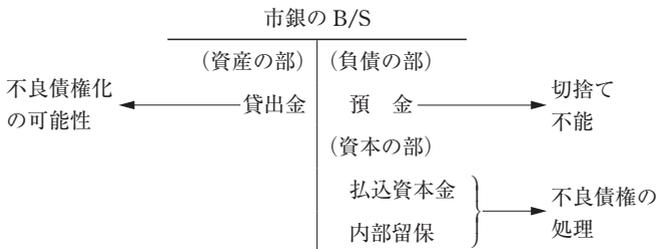
4 銀行はなぜ破綻しうるのか

『はじめて学ぶ金融論 [第2版]』の第4章「銀行業務の基本的特質」のなかでは、以下の記述が登場する。(94ページ)。

それでは、銀行は、なぜ、破綻することもありうるのでしょうか。現在の日本の状況に照らすならば、それは、こういうことになります。企業のバランスシートは、借方が資産、貸方が負債と資本とから構成されます。そして、銀行の場合、資産は貸出金、負債は預金、資本は株式を発行して調達した資金と過去の利益からの内部留保（両者をあわせて自己資本ないし株主資本と呼ぶ）が、それぞれ、その大宗をなしています。いま、貸出金が不良債権化して資産面が傷んだとしましょう。だからといって、銀行は、負債としての預金を切り捨てるというわけにはいきません。ここから、残された手段は、資本面による補填だけだということになります。ところが、銀行には、「銀行法」第14条の2の規定をつうじて、内閣総理大臣による自己資本比率規制が課されています。具体的にいえば、国際業務をも兼営する国際基準行については、信用リスクと市場リスクとを勘案して計算された資産にたいする自己資本の比率が8パーセント以上（これはBIS規制とも呼ばれる）、国内業務に専念する国内基準行については、信用リスクを勘案して計算された資産にたいする自己

資本の比率が4パーセント以上というのがそれに相当します。したがって、資産面が劣化し、これを自己資本で穴埋めしつづけると、しだいに自己資本比率が低下して、ついには、自己資本比率規制をクリアーすることができない水準に近づくことになるでしょう。そうすると、預金者による預金の取付（預金の他行への移転を含む）が始まります。銀行は、預金の取付によって減少した支払準備を補充するために、コール・手形市場に駆けつけることとなりますが、こうした事態のもとでは、この銀行にコール・手形資金を放出してくれる銀行を見出すことは残念ながら容易なことではありません。まさに、万事休すというべきです。じっさい、都市銀行の一角であった北海道拓殖銀行の1997年11月の破綻は、こうした経過を典型的にたどりました。

いま、この記述にもとづき、市中銀行のバランスシートの内容を整理するならば、次のように図示することができるであろう。



簿記論上では、一般に、銀行の経営状態に特段の問題が存在しない場合、過去の貸倒実績を勘案しつつ、貸出金額におうじて、期末に費用の一部というかたちで貸倒引当金が設定され、そして、この貸倒引当金（評価性引当金）は、銀行のバランスシート上では、貸出金からの控除項目をな

すものとして、次のように表示されることになる（もっとも、日本銀行の貸借対照表上では、貸倒引当金は、評価性引当金としてではなく、負債性引当金として位置づけられている）。

(資産の部)			
貸出金	1,000		
貸倒引当金	-5	995	

通常は、実際の貸倒額は貸倒引当金の範囲内に収まるので、資本の部にまで手をつけるほどのことはない。ところが、わが国では、バブル崩壊後の1990年代、とりわけ、その後半には、大手銀行といえども、あいついで巨額の不良債権の存在を表面化させることになった。そうになると、貸倒引当金だけでは処理が間に合わなくなり、期中に特別損失を計上せざるをえなくなる。こうして、内部留保（利益準備金・任意積立金・別途積立金・未処分利益）や払込資本金（資本金・資本準備金）に手がつけられることになるというわけである。ちなみに、資本額を事実上使い尽くし、なおかつ、負債額が資産額を上回る状況にたいしては、債務超過という言葉さえ用意されている。

もちろん、こうした事態の進行にたいして、政策当局者側には何の対応策も用意されていないということではない。じっさい、旧「日本銀行法」には第25条において、「日本銀行ハ主務大臣〔大蔵大臣〕ノ許可ヲ受ケ信用制度ノ保持育成ノ為必要ナル業務ヲ行フコトヲ得」と規定されていた。しかも、この趣旨は、1998年4月施行の新「日本銀行法」の第38条第1項における、「内閣総理大臣及び財務大臣は、……信用秩序の維持のため特に必要であると認める時は、日本銀行に対し、……信用秩序の維持のため

に必要と認められる業務を行うことを要請することができる」という規定のかたちで継承されるにいたっている。そして、これらの規定にもとづき、中央銀行の最後の貸し手機能の実施の一環として、日本銀行によってなされる金融機関への資金供給が、いうところの「日銀特融（特別融通）」にほかならない。ところが、北海道拓殖銀行にたいしては、破綻以前には、これらの規定が適用されることはついになかった。他方、政府による公的資金の投入という意味では、そのために必要な法律が制定されたのは、やはり北海道拓殖銀行の破綻後のことであった。1998年2月の「金融機能安定化緊急措置法」（金融安定化法）、1998年10月の「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）および「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（早期健全化法）がそれである。この結果、金融安定化法にもとづき、1998年3月には、大手行と一部の地方銀行にたいして総額1.8兆円の公的資金の投入が、金融再生法にもとづき、1998年10月と12月に、日本長期信用銀行および日本債券信用銀行の特別公的管理の開始が、早期健全化法にもとづき、1999年3月には、大手銀行にたいして総額7.5兆円（2000年3月には一部の地方銀行にたいして総額5,750億円）の公的資金の投入が、それぞれなされた。なお、2000年5月には、「預金保険法」が改正され、その第102条では、「我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるとき」には、内閣総理大臣は、「金融危機対応会議」（内閣総理大臣、官房長官、経済財政・金融担当大臣、金融庁長官、財務大臣、日本銀行総裁などによって構成される）の議を経て、以下の措置をとりうる旨が謳われることになった。①自己資本の不足が見込まれる金融機関にたいする自己資本の充実のための優先株式等の引受け等（第1号措置）、②破綻金融機関またはその財産をもって債務を完済することができない金融機関にたいするパイオフコストを超える資金援助（第2号措置、預金等は全額保護）、③そ

の財産をもって債務を完済することができない普通銀行・長期信用銀行（特別危機管理銀行）の株式の取得（第3号措置）。ちなみに、2003年5月には、りそな銀行が第1号措置の適用を受け、政府は同行に約2兆円の資金援助を行った。また、2003年11月には、足利銀行が第3号措置の適用を受け、一時国有化された。

5 日本銀行の貸借対照表上の「エレガントなパズル」

これは、『はじめて学ぶ金融論〔第2版〕』のなかでは触れることがなかった問題であるが、信用理論研究会（現信用理論研究学会）の会員相互のあいだで展開されたいわゆる「不換銀行券論争」のなかで、不換銀行券＝不換紙幣説の見地にたつ三宅義夫氏は、かつて、以下のような論点を提起されたことがある。

「なお付言しておく、不換銀行券も発行銀行の債務であるとする岡橋〔保〕説は、おそらく岡橋教授以外のなにびとも納得させえないと思われるものであるが、不換銀行券発行高は発券銀行の貸借対照表においてその『負債の部』の計上項目となっていることは、どう説明してよいか、これは一つのエレガントなパズルとなりうるであろう⁴⁾。

この問題にたいする常識的な答えは、翁邦雄『日本銀行』における、次のようなそれであろう。

「銀行券はなぜ負債なのか。答えは中央銀行の歴史のなかにある。

4) 三宅義夫『マルクス信用論体系』日本評論社、1970年、52ページ。なお、この文章の初出は、同「兌換銀行券と不換銀行券——岡橋・飯田両教授の所説によせて——」『経済評論』1957年3月号、である。

……かつては、中央銀行の発行する銀行券は金貨や銀貨などの正貨と引き換えることを約束した兌換銀行券だった。兌換停止期間は例外的で、だからこそ英国では〔ナポレオン戦争時の兌換停止期間は〕『制限時代』などと呼ばれていたのである⁵⁾。

しかし、これでは正解とはいいがたい。というのは、この説明は、歴史的経緯を説明しただけであり、不換銀行券が、経済学的・会計学的な意味で現在もなお債務性を負っているのか否か、もし、負わないとするならば、いかなる経済学的・会計学的な理由のもとに、中央銀行の貸借対照表上、負債に計上することが許されているのかという点について、何の回答も与えていないからである。

三宅氏と同じく不換銀行券＝不換紙幣説の見地にたちつつ、この「エレガントなパズル」にいち早く反応を示されたのは、麓健一氏であった。同氏は『不換銀行券論』のなかで、以下のように論定する。

「不換銀行券が発行されるばあいに、それが負債勘定の一項目として計上されるという現実こそは、手形説の最も有力な根拠であるかのようなものである。だが、発券銀行のバランス・シートの右側、すなわち、『負債の部』に計上される項目は、そのすべてが常に必ず、発券銀行にとって現実に債務であるものでなければならない、といったものでもない。それは『バランス・シート』なのであるから、反対の勘定のある項目のたんなる『見返り』として、したがってそれが現実に発券銀行の債務や資産でなくとも、たんなるバランスの上から、計上されることもありうるし、また現にある。そうすることが会計学的技術の上から必要なのであ

5) 翁邦雄『日本銀行』筑摩書房、2013年、92ページ。

る。だから、たとえば、『資産の部』の『割引手形』の見返り勘定として、それ自身なんらの負債でもない不換銀行券の発行高が、『負債の部』の『発行銀行券』項目に計上されても、理論上決して不合理ではないのである。なお、兌換銀行券は発券銀行の債務であり、かくして、その発行高が『負債の部』に計上されていたものが、不換銀行券になっても、従来の惰性として、『負債の部』に計上されているにすぎない、とも考えられる。

いずれにしても、発券銀行のバランス・シートの『負債の部』に計上されている『現実』をもって、不換銀行券がなお発券銀行の債務であり、かくして依然として手形であることの有力な証左となる、とは限らないであろう⁶⁾。

これにたいして、セントラル・バンカーの視点から、不換銀行券の負債性・弁済性・「信用通貨」性を主張されたのは、西川元彦氏である。同氏は、『中央銀行—セントラル・バンキングの歴史と理論—』のなかで、次のように言及する。

「ここでは、預金通貨が銀行券により現実に弁済（引出）されうるのに対し、弁済されることのない不換銀行券がなぜ負債であり、流通しうるのかということについて一言しよう⁷⁾。

「仮に不換銀行券を実際に弁済すると空想してみよう。その場合は、

6) 麓健一『不換銀行券論』青木書店、1967年、108-109ページ。この文章の初出は、同「〈近代的不換紙幣〉論」『バンキング』第113号（1957年8月）、である。

7) 西川元彦『中央銀行—セントラル・バンキングの歴史と理論—』東洋経済新報者、1984年、47ページ。

再割引した手形（保証物件）の弁済を求めざるをえず、商業銀行から問屋やメーカーに弁済請求が順次及んでいく。最終的な姿は、……最初の買い手から商品を取り戻し、それで銀行券所持者に弁済することとなる。実際には、そんな不便な回り道はせず、銀行券所持者は市場で商品を買うことによって、銀行券という債権の弁済を受けたのと同じ結果を得る。市場でその商品を売った人の手に渡った代金は最終的には当初の借入れ（手形割引）の返済に充てられ、中央銀行勘定のうえでも、実際に、割引債券と銀行券という債務の双方が消滅する。空想上の弁済と同じことが間接的には市場取引で実現するわけである。これが『信用通貨による交換経済』の機構であり、銀行券発行の全経済的な『仕組み』なのである。金による弁済を行わなくなった不換紙幣にも一種の弁済性があるといつてよいだろう。

これは手品か詭弁のようにみえるかもしれないが、現に動いている市場的事実といえる⁸⁾。

ちなみに、西川氏のこの主張にたいして、不換銀行券＝不換紙幣説の見地にたちつつ、筆者は、拙著『貨幣金融論の現代的課題』（大月書店、1997年）のなかで、以下のような反論を試みたことがある（69ページ）。

ほんらい、銀行券の債務性とは、銀行券の発行者とその所有者とのあいだの直接的な債券・債務関係に求められるべきである。周知のように、兌換銀行券の場合には、債務の内容は発行者による所持者にたいする金支払約束であった。これにたいして、不換銀行券の場合、氏の論理にしたがうならば、はたして、発行者による所持者にたいする再割引

8) 同上、47-48ページ。

手形（保証物件）ないし商品による支払約束が付されているといえるであろうか。これが問題の焦点であり、じっさいには、不換銀行券所持者の弁済要求にたいして、日本銀行が再割引手形〔や商品〕を交付することなどありえない以上、「空想上の弁済」を持ち出したり、「不便な回り道をせず、銀行券所持者は市場で商品を買うことによって、銀行券という債権の弁済を受けたのと同じ結果を得る」と答えただけでは、正解にはほど遠いところにとどまる。

それでは、ひるがえって、会計学的立場からみるならば、はたして負債の内容はどのように定義ないし概念されうるのであろうか。これが当面の課題である。この問題について、飯野利夫責任編集『体系 近代会計学Ⅱ 財務会計論』のなかで、前田貞芳氏は、次のように解説する。

「期間損益計算の記帳は、当該期間内の日常的活動を記録する正規の記帳とそれを前提にして正確な期間損益算定のためになされる決算修正記帳から成るため、貸借対照表項目はより具体的には決算修正記帳を経た後の勘定科目の計算的存在性により規定される。負債もその例外ではない。つまり負債は決算修正記帳後に貸方に計算的存在性を有する勘定科目のうち、将来の企業活動において貨幣もしくは貨幣等価物を支出すべきことが明らかなものを基本的構成要素とする。それは、複式簿記機構に基づくから、基本的には過去に行われた取引の結果でもある。その視点から負債が定義されると、負債の特色はつぎの四点にあるとされる。

- (イ) 将来、貨幣もしくは貨幣等価物を支出すること。
- (ロ) 過去に行われた取引の結果であること。
- (ハ) 金額が計算され得るか、もしくは合理的に推定できること。
- (ニ) 複式記入が前提とされていること。

このように定義づけたとしても、負債の特性は個別的項目に照らして具体的に明らかにされ得たとはいえないであろう。その特性を具体的に明らかにするためには、上述した特色に適合する項目としてどのようなものが存在し、それがどのような記帳手続の結果元帳の貸方残高として存在するにいったかをみなしなければならない。いわゆる資本から区別され負債の部にかかげられる項目として、つぎのような項目が考えられる……。

- (イ) 企業の本来の活動でない資金調達活動により発生し、次期以降の期間に支出しなければならない項目。例、借入金、社債等。
- (ロ) すでに財貨用役の提供を受けているが、それに対する支出が未済の項目。
 - (a) 財貨用役の提供が個別的なもの。
例、買掛金、支払手形、未払金等。
 - (b) 財貨用役の提供が期間的なもの。
例、未払費用等。
- (ハ) すでに収入となっているが、財貨用役の提供が未済の項目。
 - (a) 財貨用役の提供が個別的なもの。
例、前受金等。
 - (b) 財貨用役の提供が期間的なもの。
例、前受収益等。
- (ニ) 期間損益計算において、一定の条件の下で費用計上がなされた結果、それに対応して借方残高をもつにいたり、将来期間に支出ないし収益削減を生ぜしめると推定されるもの。例、退職給与引当金、修繕引当金等の引当金。
- (ホ) 販売利益のうち『未実現』のため当期利益に含めることが適当と認められず、次期以降に繰延べられる項目。例、割賦販売未実現利

益，外貨債務未実現差益等の利益繰延項目。

前記のうち、(ロ)の(b)・(ハ)の(b)（以下、繰延見越項目という）、(ニ)の引当金、(ホ)の利益繰延項目以外の項目は、原則として正規の記帳の勘定残高が決算修正を経ることなく、負債として貸借対象表に計上される。それは、それらの項目が期間損益に直接関係せず、発生段階で将来第三者に対して貨幣もしくは貨幣等価物を支出すべき性質（第三者への支払・給付義務）を保有しているからである。換言すれば、それらは債務を示し、したがって財産計算思考でも負債たることに何ら疑問がもたれないものである⁹⁾。

「繰延見越項目が決算修正記帳により負債に計上されるのは、それらの用役提供契約が期間的であり、かつその期間が会計期間とズレていることによる。つまり、一定の期間契約で用役提供と対価支払がなされ、その契約期間が会計期間と一致しないとき、一方で期間収益または期間費用の認識がなされ、他方で負債が計上される。その場合、財貨用役の第三者への支払・給付義務および金額は明確であり何らの条件も存在しない。それは、第三者への支払義務と共通性を有し、その意味では、債務性の視点からも説明可能である¹⁰⁾。

「利益繰延項目は、当期になされた販売等による利益のうち、未収代金の回収の不確実性等の理由で当期利益に含めることに問題が存在する場合、それを『未実現利益』として認識し、次期以降に繰延べるものである。つまり、それには、利益認識の妥当性の判断により、次期以降に帰属させることが妥当と判断される金額が計上される。したがって、そこに第三者に対する支払・給付義務、つまり債務性を認めることは不可

9) 飯野利夫責任編集『体系 近代経済学Ⅱ 財務会計論』中央経済社、1985年、212-214ページ。

10) 同上、214ページ。

能であるのみならず、当期純利益を算定するためのものである点を考慮すると、負債の部に計上することにも疑問がもたれる。非債務性、未実現利益の排除に着目するとき、利益繰延項目は、むしろ未処分利益剰余金から控除する形式で貸借対照表に示すことが妥当であるとされる。この点から考えると負債の部に計上することは、きわめて便宜的な処理に基づくといえる¹¹⁾。

「期間損益計算思考における負債は、正規の記帳手続きを経て貸方勘定残高をもつ勘定科目のうち、将来期間において支出ないし用役提供をなすべきことが予定されているものである。その意味で負債の本質は、将来期間の『支出義務』にある。この点は、例えば借入金 が負債に属するのは将来の返済（支払）すべきという『支出義務』に基づくし、また前受収益が負債に属するのは将来用役を提供すべきという『支出義務』に基づいていることにより明らかである¹²⁾。

「繰延見越項目の『支出義務』は、他と異なりその基礎に収益費用の期間帰属性という観念をもつ。つまり、繰延見越項目は、前例の前受収益をあげるまでもなく、財貨用役の授受が存在した場合に、そのうち当該期間に帰属する部分を決定した結果認識された『支出義務』である。引当金が負債性と呼ばれるのは、この論理と共通性を保有するからにほかならない。つまり、引当金は、将来発生事実に見合う見積計上費用が不確定要素を含むとはいえ、当期の期間帰属性を認められた結果生じた『支出義務』を示すからである。そこでは、費用の当期帰属性をポイントとする『支出義務』が強調される。通例、引当金は、負債性と評価性に分類され、その差異が論じられるが、上述の引当金の本質は、その分類にもかかわらず、変更されることはあり得ない。換言すれば、負債性

11) 同、214-215ページ。

12) 同、224ページ。

引当金、評価性引当金といういずれの名称が付されたとしても、その本質は、見積費用計上に伴う将来の『支出義務』を示す負債性を有する貸方項目である¹³⁾。

「ただし、引当金の『支出義務』は、……特定の第三者への『支出義務』を示すものではない。そのことは、引当金の中に修繕引当金、損害補償損失引当金等のものが含まれていることにより明らかである。したがって、引当金のうち、退職給与引当金のように特定の第三者を予定し、債務性的見地からその負債性を説明可能なものが存在したとしても、引当金全体について統一的に債務性的見地から説明することは不可能である。ということは、引当金を含めて、負債の性質を『支出義務』として説明する場合の『支出義務』とは、必ずしも特定の第三者に対する『支出義務』を意味するものではなく、当該会計期間の活動の結果、将来期間において企業が負わなければならない『支出義務』一般を意味するものである¹⁴⁾。

正確を期すために引用が長くなったが、要するに、前田氏の結論は、以下の点に求められるであろう。すなわち、「損益計算思考における負債は、……実質的には将来（次期以降）における第三者に対する支払・給付義務（以下、『支出義務』という）という内実を保有するものとみることができる¹⁵⁾が、他方、「計算技術的には、『当事業年度の次事業年度（またはそれ以降）からの支出、給付、用役、費用、収益の借りを意味する』とみることもできよう¹⁶⁾、と。そして、両者に共通する側面が、「支出義務」にほ

13) 同、225ページ。

14) 同、225-226ページ。

15) 同、215ページ。

16) 同、226ページ。

かならないというわけである。

いま、この基準に照らすならば、なんらの債務性（第三者に対する支払・給付義務）も借り（当事業年度の次事業年度からのそれ）も負わない不換銀行券を、「支払義務」を負うものとして位置づけることには、会計学的にも、やはり、無理がともなうとみなすべきであろう。

筆者自身は、日本銀行の貸借対照表上の「エレガントなパズル」にたいする回答は、結局のところ、経済学的・金融論的観点に立ち返って、不換銀行券の貨幣的性質に求める以外に方途を見出しえないと考えている。周知のように、不換銀行券の流通根拠は、国家によって付与される法貨規定ないし強制通用力に求められる。わが国についていえば、新「日本銀行法」第46条に謳われた、「日本銀行は、銀行券を発行する」（第1項）、「前項の規定により日本銀行が発行する銀行券は、法貨として無制限に通用する」（第2項）、という規定がそれに相当する。おそらく、政府の立場からみれば、この規定の含意は、「強制通用力を持つ、通貨の発行権は国のみが有する」（財務省の見解）のであって、政府は、日本銀行にたいして強制通用力を持つ紙幣（日本銀行券）の発行を日本銀行に委託しているにすぎないのだ、ということになるのであろう。じっさい、同法第47条では、「日本銀行券の種類は、法令で定める」（第1項）、「日本銀行券の様式は、財務大臣が定め、これを公示する」（第2項）、と謳われていることが、この推測を裏づけるものとなっている（より決定的には、第53条をつうじて、日本銀行券の発行に終極的な基礎を有する日本銀行の剰余金は国庫に納付することが義務づけられている）。それはともかく、このように、不換銀行券は、なんらの債務性も借りも、したがって、なんらの「支出義務」も負わないにもかかわらず、政府の手で法貨規定ないし強制通用力が与えられているがゆえに、中央銀行は、それを用いて、任意の金融資産を購入することができるというわけである。ところが、ここが要点であるが、会計学的には、

「複式記入の前提」が崩すことのできない、大前提であるがゆえに、借方に購入された資産を計上する以上、貸方には、不換銀行券を資本として認識することにはいくらなんでも抵抗感が残るので、兌換銀行券との歴史的連続性という点をも考慮しつつ、「きわめて便宜的な処理」¹⁷⁾——これは、前田氏が利益繰延項目の負債としての処理に関連して使用した表現である——として、負債の部に計上せざるをえないのだ、と。おそらく、このあたりがことの真相であろう。

この推論の正しさは、不換銀行券の位置に政府紙幣を置き換えることによって、より強固なものになる。政府紙幣も不換銀行券と同様に、なんらの債務性も借りも、したがって、なんらの「支出義務」も負わないにもかかわらず、政府がみずからの手でそれに法貨規定ないし強制通用力を付与することによって、それは、一般的な通用能力を有するにいたる。つまり、政府は政府紙幣を購買・支払手段として用いることにより、任意の資産を入手することができるというわけである。そして、政府勘定についても、貸借対照表を作成するという段になれば、政府紙幣を資本として計上することには困難がともなう以上、やはり、「複式記入の前提」にたちつつ、「きわめて便宜的な措置」として、負債の部に計上することにならざるをえないであろう。

もっとも、問題をこのように整理したからといって、政府紙幣と不換銀行券とは何から何まで同じであると主張しようというわけではない。中央銀行貨幣と政府紙幣のあいだの基本的差異については、拙著『金融危機下の日銀の金融政策』（中央大学出版部、2010年）のなかで、大略、以下のよう
に書き誌しておいたとおりである（169-170ページ）。

17) 同、215ページ。

中央銀行貨幣（中央銀行当座預金および中央銀行券）と政府紙幣との最大の相違は、前者は、対市中銀行取引にかんするかぎり、市場の内部で銀行原理にもとづいて発行されるのにたいして、後者は市場の外部から非銀行原理にもとづいて強制的に発行される点に求められる。つまり、こういうことである。政府紙幣の創出は、貨幣の創出であると同時に、経済外的で追加的な購買力の創出をも意味する。これにたいして、中央銀行預金の創出は、市中銀行の経済内的な求めに応じて、その支払準備——これは市中銀行が創造する預金額によって決定される——を供給するものであって、追加的な購買力の創出を意味するものではない。また、こうして供給された中央銀行預金の一部が取り崩されて中央銀行券で引き出されたとしても、市中銀行がそうするのは、企業や家計の求めに応じるためであって、その企業や家計はといえば、自身の市中銀行預金を取り崩すことによってはじめて銀行券を入手することができるにすぎない。すなわち、この場合には、預金という既存の購買力——これは、中央銀行によってではなく、市中銀行によって創出される——が銀行券という別の購買力に転換されるだけの話である。

ここから、政府紙幣の発行は、インフレーションに容易につながりがちであるのにたいして、他方、中央銀行制度には、金融政策——その王道は金利政策である——をつうじて、市中銀行の預金創造額、したがって、インフレーションをコントロールし、結果的に中央銀行貨幣そのものの創出額をコントロールする方策が備えられていることをたやすく理解することができるであろう。歴史的には、政府紙幣の発行が先行し、その後、中央銀行制度が確立されるという順序をたどったが、こうした意味で、中央銀行制度および政府による紙幣発行の中央銀行への委託制度の確立は、いわば、「人類の叡知」の結晶であるとさえみなすことができる。

なお、日本銀行の貸借対照表上の「エレガントなパズル」をめぐる議論においては、発行銀行券の負債性だけに焦点が当てられ、当座預金の負債性には焦点が当てられることがなかったが、その理由は、推測するところ、当座預金は、ともかくも現金としての銀行券（不換であるとはいえ）支払約束であり、その意味での債務性を体現している旨の認識が、論者のあいだで共有されていたためであると判断される。

